

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回） 議事要旨

1. 日時

令和3年12月6日（月）13時01分～15時01分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

(1) 構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

(2) オブザーバー

日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟

(3) 総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室長、
村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

(4) ヒアリング

京都大学大学院法学研究科 曾我部教授
一般社団法人日本民間放送連盟 堀木常務理事
日本放送協会 松坂専務理事
株式会社TVer 龍宝代表取締役社長

4. 議事要旨

(1) 規制改革実施計画に係る放送事業者へのアンケート結果

前回会合において、座長から要望のあった、規制改革実施計画に係る放送事業者へのアンケート結果について、事務局より、資料2-1に基づき、説明が行われた。

(2) ヒアリング

・京都大学大学院法学研究科 曾我部教授より、資料2-2に基づき、説明が行われた。

- ・一般社団法人日本民間放送連盟より、資料2－3に基づき、説明が行われた。
- ・日本放送協会より、資料2－4に基づき、説明が行われた。
- ・株式会社TVerより、資料2－5に基づき、説明が行われた。

(3) 放送コンテンツの効果的なネット配信に関する取組

事務局より、資料2－6に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

2点ございまして、1つは、曾我部先生をはじめとした御報告を拝聴して、大変勉強になりました。私は放送や通信をインフラの観点から検討してまいりましたので、曾我部先生のレジュメの文言をかりると、放送局の足腰の問題に关心がありまして、その観点から、私も曾我部先生同様、マス排原則には中長期的な検討の必要性を感じているんですけれども、この観点で、資料2－1の1ページ目のマス排原則に関するアンケート調査結果については興味深く拝見しました。

曾我部先生の御報告で御説明があったように、マス排原則はメディアの多元性を確保することを通じて言論多様性を保障して放送の地域性を確保する、ということで、このような理念自体はこれからも大切に守っていかなければならないと思っているんですけども、その一方で、具体的な基準の閾値が、昨今のマスメディアをめぐる環境の大変化を捉えて情勢に応じて変えていってよいのではないかとも思っています。特に今のマス排原則基準というのは、資本とか役員関係を一律の基準とか閾値で規制しようとするものですので、どうしても硬直的な運用になったり、時代の情勢に合わなくなったりするというおそれがあります。

もちろん、これまでローカル局の経営状況であるとかメディアの多様性の進展に応じて順次緩和されてきているわけですけれども、例えばこれまでのマス排に関するこういった議論は、得てして何か産業政策的な議論といいますか、例えば2006年の竹中懇で、マス排が国際的に通用するメディアコングロマリットの実現を妨げているので緩和すべきだという話がありましたけれども、こういった大上段の議論でこの問題を検討するんじゃなくて、まずは実態把握と申しますか、マス排の実効性の程度はどういう程度であるのかとか、あるいは実態がどうなっているのかさえ、現状が必ずしも明確とはなっていない気がしますので、その辺り、まず本検討会で検証してみることが必要じゃないでしょうかというのが、事務局へのコメント、提案でございます。

もう1点は、NHKさんに対して一つ質問ですけれども、54ページに、代替可能性のあるイン

フラ等を踏まえて放送ネットワークの最適化を進める必要性があるという御指摘ございましたけれども、こうした放送のデジタル化を推進するためには、NHKさんが現在提供している小規模中継局がカバーする世帯のエリアが、NTTさんをはじめとする通信事業者の光ファイバインフラ等の敷設状況とどのように重なり合っているのかをまず突き合わせていく必要があって、そういった作業をしながら、光ファイバー等の通信インフラが整っていないエリアがあれば、そういうエリアであっても、インフラ施設に実需があって経済合理性があるというような場合には、事業者と連携しながら中長期的に代替可能性のあるインフラを戦略的に構築していく必要があると。そのための制度整備、柔軟化が進めばいいなと思っているんですけども、その辺りお考えがあれば、敷衍して御教示いただければと思います。

【山本（龍）構成員】

曾我部先生に、3点ほどあるんですけども、1点目が、放送の考え方について曾我部先生はどうのようにお考えになっているのかということをお伺いできればと思います。電送ということをある種ベースとしたような従来型の考え方ではなくて、スライドを拝見しますと、例えば逆に放送法上の規律がかかって放送というのか、つまり放送法上の規律によって一定のある種クオリティーが制度上担保されたものが逆説的に放送ということになるのかどうかについて、伺えればと思います。

2点目は、憲法学の考え方の転換が最近あるのかどうかということです。先生のお話を伺っていますと、情報空間に対して公共的な価値の実現という観点から国が政策的に介入していくということを積極的には認めておられるようにも感じました。これはアメリカにおきましても、最近、アテンションエコノミーの興隆との関係で、エコーチェンバーとかフィルターバブルといったようなことが起きていることもありますて、ある種自由放任ということではまずいと。そういうことで、「国家からの自由」というよりも、「国家による自由」というものが大事だという議論が有力になってきているように思います。

こういった議論というのは、テレビがアメリカにおいて固定客をがっちり抑えるために、非常に党派化している。その党派化によって分断を助長しているという認識があるわけですけれども、そういった議論では、FCCが1987年に廃止した政治的公平原則の復活も求めているわけあります。かつて日本の憲法学では、国家からの自由を強調して、放送法上の政策的介入に批判的なスタンスを強くとってきたのかなと認識しておるわけですけれども、そうしますと、曾我部先生の御議論というのは、あるいは私も曾我部先生の議論と非常に近いわけですけれども、こうした政策的介入というものを必要なものと見る考えは最近の憲法学の一つの特徴と考えるべきなのか、それと

も、従来の憲法学からそういった考え方もあるのか。伝統的な考え方と言えるのかどうかということについて、曾我部先生のお考えを伺えればと思います。

これと関連して、コンテンツの管理の問題でございまして、例えば地方局の足腰というものを健全化していくために何らかの支援をする、何らかの対応をしていくということを考えますと、ここで問題になるのは、支援はしたけれども、結局多様性や地域性が実現されない。支援はしたけれども、その目的が果たされないということが最も問題になるのかなと思います。そうすると、コンテンツのモニタリングということが必要になってくるようにも思いますけれども、こういった考え方には、憲法学的に問題と見るべきなのか、あるいはあり得るとして、それは、誰がどのように行うべきなのかということについて、曾我部先生のお考えを伺えればと思います。

NHK様に1つとTverさんに1つですが、NHK様には、コンテンツ強化を重視されるというお話だったんですが、結局あまねくそれが届かなければ意味がないということで、これから実証実験をされるということですけれども、現状のNHKプラスにも限界があるのかなと。NHKプラスをダウンロードして、しかも、あまたあるアプリの中からNHKプラスを選択してもらわなければいけない。そういう意味で、プル型ということだと、なかなかあまねく見てもらえないのかなという部分もあるわけです。NHKプラスというのが、ネット生活のある種の玄関、入り口として、ポータルサイト的なものを目指されているのか、それとも現状ある種ネット生活の入り口となっているメガプラットフォームとある種連携しながら価値を高めていくのかということについて、見通しがあれば伺いたいというのが1点目です。

Tver様ですけれども、アプリダウンロード数が約4,228万ということで、かなり多くの人が訪問するポータルサイトとして期待されるところがあるかなと感じました。そうすると、ある特定の時期、例えば災害が起きた、あるいは選挙、国民投票があるときに、その基本的な情報をTverにおいて優先的に配信するといったような、そういうサービスというのを今後お考えなのかどうかということについて、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

【森川構成員】

質問は2つございます。

1点目は曾我部先生向けの質問ですけれども、今の山本先生の質問に対するお答えで多分含まれると思いますので、山本先生からの御質問と同じということで、そこはスキップさせてください。

2つ目、NHKと民放の皆さんへの質問となります。NHKから出していただいた48ページ目の資料、NHK共聴、ミニサテ、小規模局というのが6%であるということで、ここが人口減少時代の在り方に対して非常に重い問題をNHKからボールを投げていただいたと、私自身、認識してお

ります。非常に重たいボールですけれども、目をそらさずに対応していかなければいけないのではないかと思っております。

そこで質問ですが、例えばミニサテ等はＮＨＫと民放とで一体で整備されていると思いますが、例えば、ＮＨＫの方への質問としては、民放の1社だけがミニサテをやめたくないと主張された場合にはどのように対応されるのかというのが質問になります。しっかりと意見交換をしながら全員で移行していくかどうか、その辺りに関してどのようにお考えなのかというのがＮＨＫへの質問です。

一方、逆の場合ですけれども、これは民放への質問ですが、どうしてもミニサテをやめたくないという、そういった局というのはそれなりに残りそうなのか否かという点で、その場合の理由というのはコスト問題に帰着されているのかどうかというのが質問となります。

【落合構成員】

皆様、御説明ありがとうございます。曾我部先生には御質問はあったのですが、既に山本先生が御質問いただいたことでほぼ尽きていると思います。15ページにおける一定のクオリティーの担保ということが非常に気になりましたが、この点も聞いていただいておりますので、山本先生の御質問にお答えいただければと思っております。私からは、主に民放連さん、ＮＨＫさん、あと総務省さんに、それぞれ簡単に御質問できればと思っております。

まず、民放連の皆様にご質問いたします。まず、大きい意味での論点整理に感謝を申し上げたいと思います。具体的な議論を進めるに当たって、民放の「あまねく義務」ということが「努力義務」であるということであったり、ＮＨＫの立場がより公共性を求められる特殊な立場にあるということはあると思います。どういった伝送路の設定、設備の共用などを行うことが、経済面での視点、またガバナンスの観点で、民放連としてどのようなものであれば実施可能と考えられるのかを、できる範囲でお伺いできればと思っております。

ガバナンスと申し上げたのは、ＮＨＫを中心にしつつ、限定的に一部の費用を民放が負担するというイメージ、こういうこともあり得るんだろうとは思いました。ＮＨＫの負担が大きくなるとしても、例えば民放も協力してインフラを保有するような企業体の設置、こういったようなものも場合によっては考えられるのではないかとも思いますが、こういった点も含めてどのようにお考えになられるのかというところです。

こういった連携の具体的な検討に当たっては、本日、大きい意味での論点をお示しいただいたとは思うのですが、各社において、例えばキー局間であったり地方局においても立ち位置が違う部分があると思います。個社の意見も論点2以外の部分では特に明確に書いていただきましたが、個社

にもそれぞれ丁寧に意見を聞いていくのが大事ということでおろしいかも伺えればと思います。

NHKさんにもご質問したいと思いますが、民放さんに伺ったことの裏返しのようなところもあります。まず、具体的な数字も含めてお示しいただいたこと、非常にありがたいなと思っております。先ほど民放連さんにも御質問を行ったような、どういった形で、コストだけではなく、民放の皆さんと協調してインフラの設置・維持を行っていけるかがあると思っております。その観点で、民放と共同での企業体の設置などがあり得るのかなという点について、どのようにお考えになられるかを伺いたいと思います。また、利用者の負担額について、イメージについてお示しいただきました。実際には経費がどの程度かかるかも非常に重要になってくると思っておりまして、そういう意味で、代替手段の中に、ブロードバンドであったりケーブルテレビなど、いろいろあると思いますが、各種の通信事業者等との協議も必要になると思います。このような協議は今後さらに実施していかれるということでよろしいかということが第2点目です。

また質問が増えてしまって恐縮ですけれども、NHKにおいて、特に「あまねく義務」については、民放よりより厳しい義務が課されている部分があると思っておりまして、これはNHKの公共性によるものと思っております。設備の共用も含めてリードしていただくということがNHKは期待される立場にあるとは思うのですが、一方で、通信で代替することになりますと、技術的に30秒の遅れを10秒にできるかどうかといったお話もあるとは思いますが、要求される水準について、例えば遅延が生じたりだとかを考慮して、ある種義務を合理化することも考えるべきではないかと思われます。このような点についてどう考えられるかということが第3点目の質問です。

最後に総務省への質問については、御発表いただいた資料2-6について、規制改革推進会議の中でも、総務省に特にローカル局に対する支援をお願いしていたところですので、今後も継続的に支援を実施していただくことでよろしいかだけ確認できればと思いました。

【瀧構成員】

どうぞよろしくお願い申し上げます。全体として、皆様、本当に丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。公共的に、民放であろうとNHKさんであろうと、どう放送に対して、ちゃんと予算というか、経済規模を確保することって大事なんだろうなと思って聞いておりました次第でして、また前回のコメントとかありますけれども、ユーザーさんから見たときに境は溶けてきているので、インターネットの活用というのは、選択肢として考えるという立場ではもう多分ない選択肢だと思います。もはや当たり前に考える中でのバランスを図っていくというテーマだと思っておりますので、この20年間の大きな変化を踏まえたときに、放送独自の伝送インフラというのにこだわる必要というのが私はあまり理解ができないというのが現状という、一旦意見でご

ざいます。

その上で、曾我部先生と民放連さんに1つずつ質問がございます。曾我部先生には若干個人的な質問でもあるんですけれども、幾つか公的に介入されるべき放送の価値という中で、個人的に教育というコンテンツをどう捉えるのがいいのかについての見解をいただければと思っています。教育にありがちなのは、自らコンテンツを選ぶ能力がないセグメントに向けたものになり、また、いただいたように、国民国家の基礎であったりとか、あるいはいろいろな規範性を帯びた放送とか、そういうものが重なってくるものですので、別段的に少し位を上げて提供されるべきなのではないかと常々思っていた中で、明確な言及がなかったので、どう捉えているのかというのを聞きたかったというのが曾我部先生への御質問でございます。

民放連様には、これはこういう試算というのはございますかという質問でございます。前回も申し上げたように、金融庁さんで、いろいろな金融における人口減の変化とかを踏まえた試算というのを金融レポートとかでされているんです。具体的には、収益がどれくらい悪化すると、どれくらいの地域金融機関さんが赤字になるみたいな試算を、かなり細かく見られているというのがあると思っています。地域経済の振興とか社会を支えるインフラ的な放送があるということは大変承知しているところである上で、それらを逆に言うとちゃんと温存していくためには、どのような収益構成が残される必要があるって、かつ、これが人口動態とともに長期試算上どれくらいのところで毀損されていくのかという議論がないといけないなと思っております。

どうしても、時計の針が10年進んでも同じようなことが言えてしまうスライドではなく、もう少し試算ベースで考えていかないと、守れる価値が守れなくなってしまうと思っていますし、議論を後回しにするほどに採れる選択肢が減っていくことも様々な産業で見られていることだと思いますので、そういう試算に関連する情報がございましたらいただければというところです。

【京都大学 曽我部教授】

たくさんの御質問をいただきまして、ありがとうございます。この会議の本題とはずれる抽象的な話だったので、このことでお時間いただくのは恐縮ですが、手短に回答させていただきます。

まず、山本龍彦先生からいただいた御質問のうち、1点目、放送の定義についてということですけれども、日本の放送法では、2010年に改正されて、無線通信を通じたものだけではなくて、有線のものも含まれるということになっております。ヨーロッパなどでもそういう形なわけですけれども、ここは表現の自由との関係から規定されるものだと私は思っておりまして、本日の説明も、古典的な電波公物論のような考え方ですけれども、電波を使うところから一定の規律ができるという形で憲法論としては整理しております。それで申しますと、有線に関してはそういう根拠がなく

なってしまうというところで、表現の自由との関係でどこまでの規律ができるのかというのは、有線に関しては大きな問題となり、規律するのであれば、今後考えないといけないということかと思います。欧洲などではこの点はそこまでシビアな問題となっておりませんけれども、日本の場合はこういう問題を踏まえ、定義に関しては、少なくとも基本は無線の放送、伝統的な放送というのを念頭に置いているところです。ただ、それは表現の自由との関わりということですので、本日の課題との関係でそれが望ましいという、ある意味唯一の解であるということではないということあります。

2点目の、憲法学の考え方の転換があったのかどうかということですが、私個人はもう研究を始めた頃から、今日申し上げたような観点から研究してきたつもりなので、個人的には転換はないんですけれども、主流派の憲法学で申しますと、一定の転換あるいはウェイトの置き方の移動というのは少なくともあるのではないかと考えております。かつては放送も表現の自由の完全な保障を受けるという前提の下に、放送法の規制が合憲かどうかということが非常に厳しく追及されてきたところですけれども、結論としては合憲だということがありましたので、放送法の目的であるところの公共的な価値の確保のための規制は認められるという限りでは、本日の議論と共通するところがあつたと思います。ただ、放送の価値を積極的に推進していこうというスタンスでは少なくともなかつたと思いますので、その意味では、重点の移動というものはあるのではないかでしょうか。ただ、今日申し上げたような話が現在において憲法学の主流かどうかはまだ分からぬところで、比較的若手の研究者はこういうことを主張しておりますけれども、これが全体の主流かどうかはまだ分からぬということろです。

それから、3つ目のコンテンツの管理の問題は、これはおっしゃるとおりです。これは先ほど林先生からのコメントにもありましたとおり、構造規制の成果をどう図るかということが、ますあります。ですので、林先生の御指摘にあったように、指標を開発するなりして実態を把握していくことが、まず重要かと思います。その上で、この指標がある中で、どれぐらいそれを満たしているのかということについては、外部からモニタリングするというよりは、現在の日本の放送法あるいは放送政策の基本線から申しますと、まずは自己確認あるいは自己申告という形になるのではないかということとして、総務省はじめ外部機関がそういうものをモニタリングしていくというのは、今までの日本の放送政策の延長線上にはなかなか見えてこないというところがあります。

それからもう一つ、例えば地域発コンテンツとか、そういう市場において過少供給されがちな番組に関しては、番組単位で何らかの基金を設けて支援して、そういうものの制作を後押しするというようなことも考えられるのではないかなどと思ひます。

それから、落合先生から、クオリティー担保についてというご質問ですけれども、これは今まで

の日本の放送政策の枠内で申しますと、私の資料の最後につけましたような事務局資料、一定の規律がかかっているということですね。番組基準をつくりなさいとか、番組審議会を設置せよといったような規律がかかっている。それから、これは放送法制度の枠外ですけれども、BPOというものがあって、そういうもののからのチェックがあるといったところが、クオリティー担保の話として、ほかのメディアにはないような仕組みということがあります。

さらに、日本の放送政策の枠外で申しますと、ヨーロッパなんかでは独立規制機関がもう少し厳格にコンテンツをチェックしているというのがありますけれども、これは独立機関が設置されているという前提ですので、日本の現状からするとなじまないかなと思っております。

それから、瀧構成員からの御指摘、教育に関してですが、一応、12ページのところに1行だけ言及はしております、教育情報は非常に重要だと思います。ただ、教育に関しては、放送という形態で行うことについて、独自の貢献がどこまでできるのかというのは一つあると思います。一方で、あまねく受信できますので、格差是正のために有益だという側面もありますけれども、ただ、一方的に流しているだけでは教育の成果の実が上がるのか、適切なサポートなり何なりが必要なのではないかという疑問もありましょう。あるいはもっとテックを使ってインタラクティブにやるほうがいいんじゃないとか、様々な考慮、やり方があると思いますので、放送で取り上げるべき公共的価値ではありますけれども、放送を使うことでどういう寄与ができるのかというのは、また別途考慮が必要かなと思っております。

【日本民間放送連盟 堀木常務理事】

瀧先生のご質問からお答えいたします。民放連は民放各社の営業収入の中期予測を公表しておりますが、これはマクロ経済の動向をメインの指標としたものです。先生がおっしゃっているような人口動態を直接加味した予測や、その場合にどういう事業分野を残していくといったことに関する手持ちのデータはございません。

関連して、曾我部先生が最初におっしゃっていたことについて、私どもではローカル局の使命と体力という言い方をしています。民放各社は、使命と体力のバランスを意識しながら、それぞれで試行錯誤を重ねているところです。

次に、森川先生からいただいた、民放の中でどうしてもミニサテをやめたくない局がある場合はどうするのかというご質問についてです。まず、NHKが先ほどご説明された、持続可能性ある二元体制の維持強化に向け、放送ネットワークの最適化について民放と連携を深めて推進していくという点については、私どもも認識を同じくするところです。ぜひ一緒に検討していきたいと思います。林先生がおっしゃっていたように、そもそも光ファイバーの敷設の状況などを踏まえて、

代替手段が本当にコスト削減につながるのかという点については、私どもも試算してみないと分からぬと思っており、ミニサテをやめたくないかどうかは、その上での判断になろうかと思います。したがって、NHKが本日ご説明された年間維持経費の詳細や算定根拠などについては、今後の検討のため、私どもにも開示をしていただきたいと思います。

最後に、落合先生からご質問いただいた、民放・NHK共同の企業体についてですが、これも先ほど申し上げたように、検討してみないと分からぬことです。まずはNHKと一緒に検討を深めていきたいと考えておりますので、現時点では明確な考えを示すことはできません。

【日本放送協会 松坂専務理事】

林構成員からありました、光ファイバーの設置状況なども加味して考慮するかというご質問ですけれども、まさにそれが必要だと思っています。光ファイバーが敷設されて、それを教育ですとか自治体サービスなどに使おうというようなそういう流れがあれば、それを放送の代替として使うことも選択肢の一つに入れたいということですけれども、本当に光ファイバーがどのような場所に敷かれるのか、そしてそこに放送事業者の送信設備がどのような状態であって、それを代替することが、経済合理性とか、また住民の方々などからどう受け止められるのかなども含めて検討する必要があります。その意味で、光ファイバーの整備状況についてはしっかりと把握する必要があると思います。

それから、森川構成員からのミニサテの共用についてのお尋ね、先ほど堀木さんからもありましたけれども、これは全体で一致することが非常に必要だと思っておりまして、その地域においてミニサテを代替する場合の経済合理性ですとか、住民の方々からどのような受け止めがあるかなどを検討した上で、合意をつくって取り組んでいくことが必要だと思っております。

落合構成員から、インフラの共用などについての御質問がありました。今日お話を聞いてみると、NHKも民放も、とにかくコンテンツに注力していくことは非常に重要だということは同じです。そのためにはインフラコストをできるだけ効率的で最適なものにしていく、これも同じだと思っています。地上のインフラについては、共用や設備の共有などをまずどのように連携して進めていくのかということが当面の課題だと思っています。衛星放送の場合は別ですけれども、地上については、設備の共用というのをどういう形で進めていくかというのが大事だと。

あと、ブロードバンドやケーブルに代替した場合のコスト負担、これも非常に重要で、そうした場合に、今のやり方よりも経済合理性があるのかどうか、また、関係者の負担はどうなるのか。放送事業者が今のやり方で負担しているコストと比較をしながら検討していく必要があると思っております。

それから、通信代替などの場合の要求水準についてのお尋ねもありましたけれども、遅延や、放送と同じものを流すというようなことについては、できるだけ放送と同等のものにしていきたいし、そのための新しい技術の導入ですとか、技術基準などについての検討などもお願いしたいことかなと思っております。

山本構成員から、NHKプラスの場合はなかなか届きにくいという現状があるのではないかという御意見がありました。確かにNHKプラスは、受信契約世帯の方がフルサービスということですし、ID登録などの手続も複雑だということで、手続を簡素化するためのお願いもしているところです。今はどういう状態かというと、NHKプラスは単独のプラットフォームという考え方で、NHKの放送ですかNHKのオンラインなどで、NHKプラスの登録を呼びかけていますが、確かに登録者が増えるスピードはゆっくりということです。これをいろいろほかのプラットフォームなども使ってPRなどをすることは方法の一つかと思っておりますけれども、どうしても受信契約世帯でないとフルサービスができないという立てつけですので、ほかのプラットフォームに無条件でこのサービスを載せることは、簡単にはできないという現状があります。ただ、NHKプラスをできるだけ多くの方に使っていただきたいという努力は絶えずしていかないといけないと思っているところでございます。

【株式会社 T v e r 龍宝代表取締役社長】

龍宝でございます。山本先生からの、災害、選挙等々の基本情報の優先サービスということに対する御質問をいただきました。現状では、リアルタイム配信、既に前回の選挙に関しましては、日本テレビさんの選挙速報を配信させていただいておりますが、そのようなやり方での対応をさせていただいている状況の中で、災害等々のリアクションに関しましては、放送している放送局の皆様とこれから議論させていただきながら、どういうやり方がユーザーの方に誤解を与えないようなやり方があるのか等々を検討して進めさせていただきたいと思っております。しばらくは放送局の皆様とより効率的なやり方を検討するステータスだと思っておりますということで、よろしくお願ひいたします。

(5)閉会

事務局より、林構成員から提案のあったマスマディア集中排除原則に関する実態調査については、今後検討する旨発言があった。また、第3回会合については12月15日（水）14時～16時にヒアリングをWEB開催で予定している旨連絡があった。

（以上）